

川崎市在宅人工呼吸器使用者災害時電源給付事業の申請について

～ よくあるご質問 ～

- Q1 こどもが24時間人工呼吸器を使用しています、給付対象者は誰ですか？
A1 24時間人工呼吸器を使用されている方が給付対象者となります。

- Q2 給付上限額を超える機器を購入することは可能ですか？
A2 可能です。
ただし、給付上限額との差額分についてはご自身でお支払いしていただく必要があります。

- Q3 こどもが障害児入所施設に入所中ですが、給付を受けられますか？
A3 入所中の方は給付対象外のため、申し訳ありませんが、給付を受けることはできません。

- Q4 機器の価格に消費税は含めますか？
A4 消費税を含めてください。また購入された機器をご自宅に販売店から郵送する場合の、配送費用についても含めることができます。

- Q5 既に購入してある機器について、給付を受けられますか？
A5 既に購入してある機器については給付対象外となります。

- Q6 申請中に機器を購入することはできますか？
A6 給付の審査が終了し、お手元に給付の決定通知書が届くまでは、購入をお待ちください。
決定通知書を受け取る以前に購入した用品は、給付の対象となりません。
必ず決定通知書を受け取った後に、見積書を受け取った販売店で自己負担額を支払い、機器を購入してください。

お問い合わせ先

川崎市健康福祉局障害計画課障害児福祉係

電話：044-200-3796

FAX：044-200-3932